

夜間中学政策の転換点において問われていることは何か —その歴史から未来を展望する—

東北大学 江口 怜

1. はじめに

夜間中学政策は、現在大きな転換点を迎えている。戦後の新学制開始の直後に誕生した夜間中学は、社会状況の変化に応じて刻々とその様態を変容させながらも、政府は一貫してこれを「黙認」するのみであり、自治体や教師・市民の努力の中でかろうじて存続してきた。夜間中学は、「あってはならないが、なくてはならない学校」と称され、理想と現実の矛盾の中にあり続けた。現在、「(多様な)教育機会確保法案」に組み込まれながら、夜間中学の法的整備が進められようとしている。また、文科省も2014年以降は夜間中学の拡充に向けて積極的な予算措置・対策を取り始めている。後述の通り、数十年間夜間中学関係者が主張しづけてきた要求が、ここ数年で堰を切ったように実現しつつあるのだ。この事態はどのように生じ、何を意味しているのだろうか。法案に関する議論は主として不登校・フリースクールに関するものに集中しており、夜間中学に言及されたとしても「規模の小さい夜間中学校の拡充は“目くらまし”のようなもの」¹⁾等と述べられるに過ぎず、本格的な検討は十分に行われていない²⁾。

そこで本稿では、現在の事態を生じせしめたその背景を歴史的に明らかにし、現在の課題と未来への展望を議論するための基礎作業を行うことを課題とする。その際検討の中心に据えるのは、1954年に発足し、全国の夜間中学関係者が集う組織として現在まで継続している全国夜間中学校研究会(以下、全夜中研)である。全夜中研は、全国の公立夜間中学の教員を会員とするが、1970年代以降は公立夜間中学の開設を求める市民運動の中で生まれた自主夜間中学とも連携を持ってきた。また、年に1度全国夜間中学校研究大会(以下、全夜中研大会)を開催しており、各地の実践交流を行うと共に、政府・自治体に対する要求を集約

する場となってきた。

以下では、まず「夜間中学の法制化」を求める全夜中研を中心とした運動の歴史を概観する。その上で、現在法案に関連して懸念されるところについて、歴史的分析を通してどのように考えることができるか、若干の考察を行いたい³⁾。

2. 夜間中学法制化運動の歴史

(1) 全国中学校夜間部教育研究協議会の成立と法制化要求—1950年代

全夜中研が、当初「全国中学校夜間部教育研究協議会」という名称で結成されたのは、1954年11月19日・20日に京都市で開かれた全国大会においてである。前年には、文部省・厚生省・労働省・中央青少年問題協議会が共同で初の全国的な夜間中学調査を行い、全国10都府県71校の公立夜間中学が確認されていた⁴⁾。この第1回大会には、10都府県から約80名が集った⁵⁾。この全国組織の成立によって初めて、多様な形態をとっていた様々な取り組みが、夜間中学(中学校夜間部)という一つのまとまりをもった運動・実践として自他共に認識されるようになったと言えるだろう。

全夜中研のこの時期の主たる活動は、年に1回の全国大会での情報共有と、そこで決議された内容を基にした政府との折衝である。何よりこの時期の全夜中研の最大の課題は「法制化」であり、当初から主たる争点になっていた。同大会で配布された「夜間中学法制化の問題解決」という文書では、法制化の必要性が次のように書かれている。

二部学級という既成事実から生ずる諸問題、例えば、定員の確保、予算の獲得、施設・設備の充実、就学の奨励等について、各都道府県・市教育委員会の実施を更に助成し、之が吾々運営に支障なからしめるためには、自ら

関係現行法の不備を是正したり、或は新しく法制の裏付を確立することが先決となる。

つまり、学校内で実際には独自の運営を行っていないながらも独立した予算措置がなく、自治体の裁量に頼らざるを得ない状況を解決することが真先に求められたのである。特に、貧困家庭の子どもを対象としたため、PTA費や給食費の免除、教科書の貸与・給付等の様々な工夫を行う上でも財政的な条件整備は不可欠であった。そこで具体的な提案としては、学校教育法第25条の市町村の就学援助義務規定を、保護者と切り分けて学齢児童を援助主体と見なすことで教育扶助費の学校支給を可能にするよう改正すること、また学校教育法第75条の特殊学級に関する規定に「経済的理由による就学困難並びに嫌学等を原因として著しく進学の遅滞をみるおそれのある者」を追項することの二点が提案されている。発足した全夜中研の最初の課題は、この提案を政府にぶつけることだった。

第1回大会後、会長に選出された伊藤泰治（東京都足立区立第四中学校長）らは文部省と衆議院文教委員会に『中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書』を提出し、55年2月28日に折衝を行った⁶⁾。その折衝の中で文部省の杉江中等教育課長は「現在全国に相当数の夜間中学が存在し幾多の困難を克服されて相当の成績を挙げて居られる諸君に対し深い敬意をはらっている。一概に学校教育法の違反だからと言って停止や禁止処分の指令を出すなどの意志はもっていない。と同時に、今急にどうするという名案がない」と述べ、衆議院文部常任委員会の委員からは「すべて国として予算措置をしろということならそう困難なことはない。ただ法制化となると然も新しく予算を伴う法律を出すことになるとなかなか困難で大きな問題である」との発言があった。この折衝の結果に対して伊藤は、夜間中学の存在を認める言質をとったことに安堵しつつも、条件整備の面では今後も政府・自治体に働きかけを強めていくべきことを訴えた⁷⁾。

以上のように、全夜中研が政府と交渉を行ったことで、夜間中学の存在に一定の理解を得ることに結びついたが、その後条件整備に関する国の施

策はなされることなく、自治体の判断に依存する状態が続いた。不就学・長欠児の救済のために夜間中学は不可欠と考えた全夜中研は、その後も定期的に政府に対して陳情を行うことになった。その後の展開の中で夜間中学の内実は大きく変化し続けるが、義務教育を保障されない人々に対してその国家責任を問い、「法制化」を要求するという立場はこの時期に形成されたとと言えるだろう。

（2）現在に続く基本枠組みの形成—1970年代

その後、50年代半ばをピークに、夜間中学は設置校数・生徒数共に減少を続けた。不就学・長欠児を対象とした夜間中学は解消に向かうかに見えたが、1960年代末から70年代初頭にかけて、大規模な再編期を迎えることになる。この時期に形成された夜間中学の体制や政府との関係に関する基本枠組みは、近年に至るまで長く継続された。ここではこの時期の変化を4点指摘しておきたい。

第一に、この時期に夜間中学はその主たる対象を、「学齢の不就学・長欠児」から「学齢超過の義務教育未修了者」に変化させた。ここには、政府と全夜中研の双方の思惑が関わっている。

まず、政府の動向として最も重要なのは、1966年11月に行政管理庁が出した「年少労働者に関する行政監察結果に基づく勧告」である。同勧告では、年少労働、特に15歳未満の児童労働の容認に結びつくとして文部省に夜間中学の早期廃止を求めた。文部省はこの勧告を受けて即座に夜間中学を廃止するという対処をとらなかったが、学齢児の受け入れに関しては厳しく制限するようになった。また義務教育未修了者に関しては、文部省は1966年に中学校卒業程度認定試験の制度実施を決めたが、当初は就学猶予・免除を受けた人にその対象を限定しており、原則的にはそれ以外に義務教育の脱落者は存在しないとの立場を取っていた⁸⁾。

次に、夜間中学の内部でもこの時期変化が起っていた。60年代まで存続した夜間中学では、生徒層が学齢の不就学・長欠児から学齢を越えた義務教育未修了者に変化しつつあった。さらに、1965年の日韓条約締結を契機として、特に東京都では韓国からの引揚帰国者（いわゆる「日本人妻」とその子ども）の入学が見られ始めていた。こうした変化を受けて、1965年の第12回全夜中研大会

では、毎年出していた大会決議の中に「義務教育未修了者の完全就学」という表現が用いられた。この時点で、全夜中研としては自らの引き受けれるべき対象を「不就学・長欠児」から「義務教育未修了者」へと拡張したといえる⁹⁾。そうした中で上記の勧告が出され、全夜中研は、東京都荒川区立第九中学校夜間学級の卒業生である高野雅夫が開始した運動とも連携しつつ、夜間中学の廃止反対と一層の拡充を求める運動を展開した。1969年には大阪市立天王寺中学校で夜間中学が徐々に新設され、新たな役割を担う夜間中学が全国的に徐々に広がった。そして、1973年に全夜中研の会則が改正され、研究会の目的は「義務教育の完全普及に寄与すること」と再定義された¹⁰⁾。

第二に、こうした動きの中で、文部省はこれまで地方自治体に丸投げ状態であった夜間中学について一定の政策的な包摂を行なった。1970年には「中学校夜間学級実態調査」を実施し、71年には中学校夜間学級研究委嘱事業を開始して、研究委嘱という名目で公立夜間中学に対して毎年若干の財政援助を行い、基本数値等を報告させるようになった。1971年に出された中教審答申でも、義務教育を修了できなかった人に対する特例的な措置の奨励に言及している。ただし、国家答弁などを通して70年代以降示されたのは、義務教育未修了者については社会教育・生涯教育の取り組みの中に解消したいという姿勢であった。全夜中研は政府のこうした姿勢に対して、「義務教育を奪われた者へは、義務教育を保障せよ」という論理で公立夜間中学の拡充を求めていった¹¹⁾。

第三に、中学校卒業証書を得ながらも実質的に基礎的な学習が保障されてこなかった「形式卒業生」の問題が浮上したことである。60年代末より、夜間中学にこうした人々が訪れたが、正式に入学することは難しく、聴講生等の形態を取りながら事実上一緒に学習を行っていた。報道を通して夜間中学の存在を知り、東京・荒川九中の夜間学級に聴講生として入学した20歳の女性は、1970年の第17回全夜中研大会にて厳しい告発の言葉が並ぶピラをまいたが、そこには次のように書かれている。

空、山、川などの簡単な字以外は新聞も読め

ないし、九九もわからない足し算、引き算の計算は指や足でやればできるが、34+23式になると、前からやるのか後からやるのか全然見当つかなかった。

時計の見方や電話の掛け方など日常生活に必要な知識がなんにもわからず毎日苦しんだ。こんな私でも九年間の義務教育を受けた事になっているのです。¹²⁾

この「形式卒業生」の問題は翌71年の第18回全夜中研大会でも大きな問題となり、「形式中卒オール1の会」を名乗る生徒や卒業生らによる壇上占拠が行われるなど、教師や行政との関係において緊迫した関係を生み出した。彼らはその場で大会に出席していた文部官僚に詰め寄り、「形式卒業生」の正式入学を可能にするよう主張した。その場で、学習意欲のある人には機会を与えるべきとの発言があり、実際大阪市立天王寺中では「形式卒業」であった生徒が翌年度に正式入学したという¹³⁾。しかし、その後文部省は、既に中学校を卒業した者については、再び中学校に入学することは出来ないと公式に回答し続けた。全夜中研としては、1987年に政府に対する要望書に「形式卒業生」の入学保障を明記し、夜間中学での学び直しを要求し続けていった。

第四に、70年代以降、夜間中学の全国的な拡充について全夜中研の課題として取り組み始めたことである。具体的には、全夜中研大会で採択された要望書による政府への働きかけと、自主夜間中学の設置等を通じた自治体への働きかけという二つの面から取り組みが進められた。

前者の「要望書」提出という形式が初めて行われたのは、1976年である。それまでは、全国大会の最後に大会宣言や大会決議という名称で要求を明文化し、また全国大会の中で出席した文部省・厚生省・労働省の官僚への質疑等が行われてきたが、この年から要望書採択という形をとって大会以後に各省と直接の話し合いを持つことが慣例化していった。第22回全夜中研大会で最初に採択された要望書の内容は下記の通りである。

一、全国の義務教育未修了者および小、中学校における長欠児童生徒の実態を調査し、そ

- れに対する根本的対策を確立されたい。
- 二、夜間中学校のPRを国や自治体の責任において実施されたい。とくにテレビ等活字に頼らぬ方法を検討されたい。
- 三、各都道府県に少なくとも一校以上の夜間中学校設置を制度化されたい。
- 四、現在自主夜間中学を行なっている川崎と奈良に一日も早く正式な夜間中学校を設置されたい。
- 五、夜間中学生が健康で働き学べるための労働条件を保障されたい。
- 六、海外引揚、帰国者センターを設置して生活や教育問題を整備されたい。
- 七、義務教育未修了の心身障害者に対して義務教育を保障するための抜本的対策をたてられたい。
- 八、現存の夜間中学校について、次の事項を早急に実現されたい。(以下省略)¹⁴⁾

ここには、義務教育未修了者の実態調査、国・自治体の責任による広報、各都道府県に1校での夜間中学の制度化(とりわけ自主夜間中学実施地域)など、現在まで続く基本的な要求が出そろっている。これに対する文部省の回答は、夜間中学の役割を一定評価しつつもその設置はあくまで地方自治体の判断であることを述べ、既存の不就業・長欠対策や最低限の夜間中学への援助について言及するというものだった¹⁵⁾。この回答は、ほぼ同じ内容で近年まで維持され、要望書を通した公立夜間中学の増設は難航した。

そのため、実際には夜間中学の増設は、主として自主夜間中学を開校しつつ地域の諸団体と連携して地方自治体に開設を要求するという形で実現していった。夜間中学の増設を求める市民団体の始まりは、天王寺中学校夜間学級の第一期生として卒業した倉橋健三の呼びかけで1970年に発足した「夜間中学を育てる会」である。会の目的は、「現在の義務教育の不合理的をだし、義務教育修了者に完全な義務教育を受ける権利を保障するため、様々な活動を行う」(傍点原文)こととされた¹⁶⁾。この育てる会の後押しを受けて、70年代前半に立て続けに大阪府下で夜間中学の増設が進んだ。

また、自主夜間中学の始まりは、1976年9月に

開校した「奈良夜間中学」(愛称・うどん学校)である。奈良市に在住しながら天王寺中の夜間に努めていた岩井好子は、奈良県から大阪府下の夜間中学にまで通う生徒が多数いることを知り、73年頃から教育委員会への開設要求活動を始めていた。その後、75年11月に大阪府教育委員会が、府財政の厳しさを理由に76年度から他府県在住者を大阪府下の夜間中学に受け入れることを禁止する方針を打ち出したため、76年3月に「奈良に夜間中学をつくる会」が組織された。そして、一方で市教委・県教委との交渉を進めながら、76年9月7日に正強高校の校舎を借りて「奈良夜間中学」が開校した。この運動の結果、78年度に奈良市立春日中学校に夜間学級が新設された¹⁷⁾。また、既に1973年から活動を始めていた「川崎に夜間中学を作る会」も、76年10月に川崎自主夜間中学を開校し、東京の公立夜間中学の教員の援助を受けながら、行政交渉と並行して活動を続けた。その結果、82年度より川崎市でも西中原中学校で夜間学級が開校されることになった¹⁸⁾。

(3) 人権救済申立から超党派の立法運動へ— 2000年代以降

以上のように、全夜中研は70年代以降「夜間中学の制度化」を政府に要求し続けながら、実際には地方自治体に直接働きかける運動の成果によって夜間中学の増設が進んできた。2000年代に入ると、「夜間中学の法制化」を求める運動にとって二つの大きな変化が生じた。一つは、教育改革の動向とも関わり、多様な夜間中学の設置形態が登場し始めること、もう一つは、日弁連の人権救済申立の取り組みから国会議員への働きかけによる法的整備要求という形で、政府への直接的要求を強めたことである。

1990年代以降、自主夜間中学は北海道から、九州・沖縄まで全国各地に広がっていった。そして2000年代に入ると、自主夜間中学の官民協働運営の方式が登場した。高知県では、1998年に市民団体「朝倉夜間中学校を設立し、公立民営を実現する会」によって朝倉夜間中学校が開校され、翌年に同校は「高知市教育研究所適応指導教室・朝倉教室」として位置づけられ、朝倉夜間中学校運営協議会が運営を受託するという高知方式が取られ

た。その後2001年11月に高知市議会で「朝倉夜間中学校の公立民営化」が公式承認され、2002年度より小学校の敷地内に単独棟を持ち、市教委から教職員を配置する形での夜間中学運営が開始された¹⁹⁾。また、福岡県北九州市では、1994年に自主夜間中学として青春学校が、98年にはよみかき教室・城野が開設され、両自主夜間中学は共同して北九州市への公立夜間中学の開設要求運動を展開した。その結果2005年からは、青春学校を改組した穴生・中学校「夜間学級」とよみかき教室・城野を改組した城南中学校「夜間学級」に対して、北九州市教委が250万円の運営費補助を行い、公立小中学校の教室を貸し出して授業を行うようになった²⁰⁾。このように、高知市と北九州市は、公立夜間中学の開設は実現しなかったものの、官民協働運営方式により一定の条件改善を引き出した。さらに北九州市の場合、中学校卒業資格の希望者には市内公立中学校に一定期間通学することで卒業資格を授与することが市との合意事項となっており、また沖縄のNPO法人珊瑚舎スコレでも、公立中学校と連携する形で自主夜間中学の修了者に正式な卒業証書を授与するようになっている²¹⁾。

また、公立夜間中学でも特区制度を利用した独自の運営形態が生まれた。京都市立洛友中学校は、それまで夜間学級が設置されていた郁文中学校の統廃合に伴い、不登校特例校の構想と重ねて2007年に設置されたものだ。その際、「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程の弾力化事業」(2003年に構造改革特別区域法における特例措置として施行、05年7月の学校教育法施行規則の一部改正で全国化)を利用し、不登校経験のある子どもが通う昼間部と、既存の夜間中学を統合した。昼間部と夜間部は、毎日夕方に30分間合同授業を試みている²²⁾。このように、公立・自主夜間中学のあり方自体が多様化しつつある状況が既に生まれている。

次に、政府への働きかけとしては、2000年から本格化した日本弁護士連合会(以下、日弁連)への人権救済申し立ての取り組みがあり、2008年からは議員立法制定に向けた取り組みが見られた。直接に今回の法案に結びつくのはこの流れである。

全夜中研は、先に触れた要望書を1986年に初めて日弁連にも送付した。92年にも「義務教育未修

了者の学習権に関する事項について、日本弁護士連合会に協力を要請する」との付帯決議が出され、翌93年に初めて日弁連の人権擁護委員会の委員を全夜中研大会に招いている。こうした交流の蓄積の中で、2000年になって第46回全夜中研大会で正式に日弁連に人権救済申立書を提出することが決定し、人権救済申立専門委員会を発足させ、2003年に申立書の提出に至った²³⁾。これに応じて、日弁連は2006年8月に政府に対して、「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を提出した。意見書の内容を全夜中研は下記の6点にまとめている。

(A) 義務教育は全ての人の固有の権利であり学齢超過か否かにかかわらず、義務教育未修了者は、国に教育の場を要求する権利を持つ。

(B) 国は義務教育未修了者について、全国的実態調査を速やかに行わなければならない。

(C) 国は実態調査を踏まえ、夜間中学校設置に関し地方行政に対し、指導・助言・財政援助等を行うべきである。

(D) 普通教育(義務教育)を受ける権利の実質保障のため、国は様々な手段を尽くさなければならない(既存の小学校・中学校・盲ろう学校・養護学校の活用や自主夜間中学への施設・財政等の提供・支援、個人教師の派遣など)。

(E) 諸条約やユネスコ学習権宣言等に基いて、国籍を超えた教育保障をしなければならない。

(F) ①中高年齢者、②障がいのある人、③中国帰国者、④在日韓国・朝鮮人、⑤15歳以上の新渡日外国人(いわゆるニュー・カマーの外国人)の5つのカテゴリーの人々に対し、それぞれの実情に応じ、個別具体的に教育を受ける権利を保障しなければならない。²⁴⁾

意見書が出された後、全夜中研は2008年に「すべての人に義務教育を! 21世紀プラン」を採択し、この動きをより一層促進するよう取り組んだ。同年末から国会議員への陳情活動を開始し、その中で民主党議員の協力を得つつ、総務省・文部省との懇談会も実現した。また、民主党が当時検討し

ていた「教育環境整備法案」に義務教育未修了者の教育保障に関わる条文を挿入することが実現し、2009年に参院で可決されるも、衆院解散によって同法案は廃案となった。しかし、その後も全夜中研は国会議員への陳情活動を継続し、また2010年からは独自に「義務教育等学習機会充実にに関する法案」を作成して、議員立法化に向けた取り組みを続けた。その結果、2012年に初めて全夜中研主催で「義務教育等学習機会充実にに向けた超党派参加・国会院内の集い」が開催され、その後毎年国会院内集いが催される中で、超党派での立法化が現実味を帯び始めていった。

(4) 「(多様な) 教育機会確保法案」へ—2014年以降

2014年4月、自民党の馳浩を会長に、民主党の笠浩史を事務局長にして「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」(以下、議連)が発足した。ここから、国会と政府・文科省の双方で、急速に夜間中学に関する政策転換が起こり始めた。

まず動き始めたのが政府である。議連発足後、2014年7月には教育再生実行会議の第5次提言に「夜間中学についてその設置を促進する」と明記された。文部省に先立ち、自民党政権が夜間中学拡充に対する姿勢を鮮明化したのである。2013年11月以降、当時の文科大臣下村博文も、国会答弁において夜間中学の増設と義務教育未修了者の数を把握する国勢調査の項目改善に積極的な発言を続けていた。文科省としては、6月に教育制度改革室が全夜中研代表と懇談した後、2014年8月末に次年度の予算概算要求で夜間中学関連予算を増額し、未設置道県・政令市への委託研究費を計上した。さらに、9月に入って全国の公立夜間中学及び未設置道県の自主夜間中学等に関する実態調査を実施し、翌年5月にこの結果を公表した。そして、この間に議連としては各地の夜間中学を視察し、全夜中研関係者との懇談を重ねた。その結果、2014年9月には翌年の国会で議員立法成立を目指す方針が固まっている。

こうした取り組みが進む中、2015年5月になって急きょ、夜間中学の議連と超党派フリースクール等議員連盟との合同総会が開かれることになり、両者の法制化要求を統合した馳座長試案「多様な

教育機会確保法(仮称)案」が初めて提示された。この後、周知の通りフリースクール等の関連部分を中心に様々な立場からの論争が起こり、幾度も法案に修正が施され、国会上程が試みられたが、2016年7月現在法制化は実現していない。

全夜中研の本法案に関する立場は、基本的にはフリースクール関連部分に関しては独自の見解を示さず、公立・自主夜間中学の関連部分について自らの主張を盛り込むよう発言を続けるというものであったようだ。2016年4月7日に民進党文部科学部門会議が全夜中研に対して行った法案に関するヒアリングでは、①義務教育未修了者の学習権保障を明確にできた、②国の責務、地方公共団体の責務を明確にできた、③財政措置を入れ込むことができた、④国と地方は後方支援を行うことを努力義務として入れられた、という5点の理由から本法案を評価している²⁵⁾。

本法案の今後の行く末は予断を許さないが、ここでは法的整備と並行しつつ生じた変化について指摘しておきたい。

まず、文科省の夜間中学に対する方針が大きく変化した。1970年代以降の全夜中研からの交渉に対して、文部省(文科省)の回答にこれまで大きな変化は見られず、2013年段階でも、「国勢調査の項目改訂も含めた義務教育未修了者の把握は困難である」、「夜間学級の設置や自主夜間中学への支援はあくまで市町村教委の判断であり積極的な働きかけはできない」、「形式卒業者」の学び直しは社会教育や高等学校で行っている」と述べられるに留まっていた²⁶⁾。これが先に触れた2014年9月の全国調査実施の頃から変化する。文科省は全国の公立・自主夜間中学等²⁷⁾の調査を実施し、翌年4月にその結果を公表した。この調査は、1953年、1970年に次ぐ全国的な夜間中学実態調査であり²⁸⁾、かつ公立夜間中学のない地域も含めたものとしては初めてのものである²⁹⁾。調査の結果、公立夜間中学は8都府県25市区で31校に設置され、生徒数は1849名であり、生徒の中で外国籍者が1498名で81%を占めたこと等が注目された。また、多くの自治体が自主夜間中学・識字講座等の取り組みを行っており、かつ夜間中学の設置

促進に関する要望が相当数に上ることも明らかになった³⁰⁾。

この調査結果の公表に際して、文科省は夜間中学に対するニーズがあることを確認し、その後立て続けに具体的な改善方策を取り始めた。中でも最も重要なのは、2015年7月30日に文科省が出した「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」という通知である。ここで、夜間中学関係者が長年「形式卒業者」と呼んできた人々が「入学希望既卒者」（「様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学ぶ直することを希望する者」と称され、その入学が公式に認められたのである³¹⁾。また通知と同時に文科省が公表したQ&Aでは、再度の卒業証書の授与や教科書の無償給付を認める、就学年限を3年に限らず短縮・延長することを認める等、これまで各地の夜間中学が自治体との交渉の中で獲得してきた柔軟な対応を基本的に継承する姿勢が示された³²⁾。

さらに、文科省は2015年度から未設置道県・政令市への夜間中学開設を奨励するために、委託研究事業を開始した。同年度には、北海道・福島県・静岡県・和歌山県・徳島県・福岡県・熊本県の7道県がこの事業を受託し、調査を開始している。また、事業委託のない自治体でも夜間中学の設置・拡充に向けて議会での意見書採択が相次いでおり、全夜中研事務局の2016年1月10日時点の調査結果では、34自治体が夜間中学の設置・拡充に向けた意見書を採択しているという³³⁾。こうした動向の中で、長年自主夜間中学を開設して増設運動に取り組んできた埼玉県や千葉県松戸市、北海道札幌市等で、夜間中学開設に向けて具体的な取り組みが見られ始めている。文科省も『文部科学広報』や独自に作成したカラー刷りのパンフレット、政府インターネットTV等を通じた夜間中学の広報活動を精力的に進め、既にこの間の変化は不可逆的なものとなりつつある。

3. 法案への懸念—歴史からの展望

ここまで、「夜間中学の法制化」運動の歴史的経緯を概観してきた。今回の法案及び近年の夜間中学政策の転換は、全夜中研の立場からは長年の悲願の達成として受け止められている。しかし他方で、本法案に関して全夜中研の外側では様々な立場から疑問や懸念が表明されており、夜間中学政策に関連するものも含まれる。こうした懸念に対して、全夜中研の歴史を踏まえていかに解釈できるか、ここでは3点を取り上げて若干の考察を行いたい。

(1) そもそも「法制化」は必要なのか

まず、今回の法案に関して、夜間中学での学齢超過者の就学保障は現行法案の解釈で十分ではないかとの疑問がだされている³⁴⁾。かつては全夜中研の内部でも、夜間中学を法制化することで、義務教育内部での分断を固定化してしまうのではないかという懸念の声があった³⁵⁾。こうした懸念に関しては、なぜ全夜中研が「法制化」という要求を掲げ続けてきたのかを確認しておきたい。主にその理由は3点にまとめられる。

第一に指摘できるのは、夜間中学の法的位置づけの曖昧さ・不安定性である。夜間中学は長く、学校教育法施行令第25条の「二部授業」の規定を設置根拠としてきた。文部省がこの見解を公的に表明したのは1953年であり、この解釈自体、実態が先行する中で苦肉の策として生み出されたものであった³⁶⁾。しかし、実際にこの根拠規定は極めて脆弱であり、国会答弁の中で文部官僚が「いまの二十五条の二号が夜間学級の根拠規定というふうには私どもは考えていない」³⁷⁾と述べたことがあるように、情勢の変化に伴って解釈変更がなされるリスクを常に負っている。

また、この法的根拠の不安定性は、夜間中学の増設を求める市民運動にとって大きな壁であり続けてきた。多くの自主夜間中学は、「法律にない」ことを理由に自治体から要求を拒絶される経験を長く続けてきたのである。例えば、川崎に夜間中学をつくる会は、1981年に交渉の中で文部官僚から「夜間学級はいわば脱法行為なので新たに作るものではありません」と述べられている³⁸⁾。また、

責任の所在が不明確であることは、国・都道府県・市区町村が互いに責任転嫁し合う構造を生み出し、長年夜間中学の設置要求ははぐらかされ続けてきた。

第二に、フリースクールに関する議論と比較して特徴的なのは、全夜中研が一貫して義務教育に関する「行政の不作为」を問題にし、国家・地方自治体の責任を問いつけてきたことである。義務教育未修了者や「形式卒業者」の学習権・生存権保障にせよ、在日朝鮮人や引揚帰国者への「戦後補償」にせよ、国家・地方自治体の不作为によって人権が棄損・侵害されてきたという主張を含んでいた。70年代以降、政府が社会教育・生涯学習において義務教育未修了者に対する学習保障を行うことを暗示し続けてきたのに対して、全夜中研はあくまで「学校」での「義務教育」保障を一貫して求めてきた。この点、日弁連からの義務教育未修了者に対する人権侵害への回復方法がなぜ公立の夜間中学設立であるのかという照会に対して、全夜中研は次のように回答している。

社会的、歴史的に見ても、失われた義務教育を回復するには、当然のことながら、全教科の学習や学校行事など豊かな義務教育そのものの保障が必要であり、あわせて補償であり無償でなければならない。「中学校卒業」の資格が必要なことも言うまでもない。実際の公立夜間中学校は、年齢、国籍、経験の違いを越え、人と人とのふれあいを前提として学校生活を保障する場として、また一定の期間日本で生活するために必要な知識を修得する場として、就職・進学に必要な資格を修得する場として、より積極的な役割をはたしている。³⁹⁾

このように、義務教育の無償性、卒業資格の取得、総体としての学校経験の保障等が、全夜中研の法的整備に関する要求の基盤にあった。

第三に、「学びを求めている人はどこにでもいる」という教師の実感、生徒・卒業生の思いが存在し続けたことである。例えば、1969年に大阪市立天王寺中学校に夜間学級が開設された当初から教員を務めた岩井好子は、第一期の卒業生らによ

る「僕らのような人が他にも一パイいる。夜中のあることを知らせたい」との呼びかけが、その後の増設運動の原動力になったと述べている⁴⁰⁾。

さらにこのことと関わって注目されるのは、歴史的に見ても常に、夜間中学に入学できた生徒の背後により厳しい状況にある人の存在があることが指摘され続けてきたことである。1950年代には、文部官僚の徳山正人が「夜間学級に拾われている生徒は、不就学・長期欠席生徒のうちでも、比較的恵まれた上層部にしかすぎない」と述べている⁴¹⁾。また、1985年には、奈良市立春日中学校夜間学級の教師が「夜中へ来れる生徒はまだ恵まれているのと違うかと思ひ知らされる位だ。夜中へも来れない人達のために夜中は、少しでも来れる体制を作っていく必要があると思う」⁴²⁾と述べている。近年でも、2011年に公立・自主夜間中学の全国調査を実施した浅野慎一によれば、「夜間中学にもっとこうして欲しい」という生徒の要求の内最も多かった回答は、「夜間中学を知らせて欲しい」だった⁴³⁾。誰が夜間中学を求めているのかは、夜間中学で学ぶ人々自身が一番よく知っているのである。このことが、夜間中学の増設と法制化を要求する原動力であり続けてきたと考えられる。

こうした歴史的経緯を踏まえれば、「法制化」がどのような形で行われるのか、「法制化」によって生じうる問題は何かを熟考・討議することは重要でありつつも、義務教育未修了者の権利保障を考える時、何らかの形で「法制化」を行うこと自体は一定の意義があると考えられる。

(2) 「夜間中学への排除」は生じないか

次に、今回の法案が、合理的な排除を促進するのではないかと懸念されている点について考えた。障害児を排除しない普通学校でのインクルーシブ教育を求めてきた人々からは、法案に関して、学校側が困る子どもを自己決定の名の下に緩やかに排除していくのではないかと、制度の「多様化」がむしろ学校・社会の「多様性」を損なうのではないかとの声が挙がっている⁴⁴⁾。近年の動きの中で夜間中学にも不登校経験者の受け入れが期待されていることを考えれば、「厄介な生徒は夜間中学へ」という形で、学校のあり方そのものを問

い返すことないまま緩やかな排除が生じかねないという懸念は残る。

この点に関わって注目したいのは、全夜中研内部においても、学齢児や若年者の夜間中学での受け入れについて論争が続いてきた事実である。特に、学齢の不就学・長欠児を受け入れるところから始まり長い歴史を有する東京都の夜間中学では、学齢児であっても夜間中学を求めている場合は柔軟に受け入れるべきとの意見が長く主流を占めた。それに対して、60年代末から増設が進んだ大阪を中心とする関西圏では、夜間中学は「義務教育を奪われた人々」の権利回復の場であるとの意識が強い。特に、同和教育を推進する立場からは、安易に夜間中学で学齢児を受け入れることは、昼間の学校の責任放棄を助長するとの意見が強く主張されてきた。

こうした論争の初期の事例として、1976年の第22回全夜中研大会での議論がある。同大会の分科会にて、東京の夜間中学の教員から「東京でも学齢者の扱いをどうするかという事で、当然昼間に行けない、夜間中学が、夜間中学でならば救済出来るというふうな学齢者がいた場合には、これは次善の策として、夜間中学でなにもおいても救済することが、大事じゃないかという事で、そういう条件は一応認めないという方向で学齢者も対象にしている訳です」との発言があった。これに対して大阪の教員からは「1人の生徒も見落とせないという事が同和教育の基本でありますので、当然、昼の義務教育の中で子供達の学習権を保障していく事は、これは、一番基盤であります。したがって、そういう学齢児を、夜に、夜の中学に入れて、その子供の保障、学習権を保障していこうという事は考えられない」、「我々の教育の考え方というのは、たえず昼間の義務教育の考え方に返していくという事でなければならない」といった見解が表明された。これに対して別の東京の教員からは、昼間の学校への働きかけは行ないつつも、どうしても厳しい状況にある子どもに対して、「条件が整うまでまっている」とは言えないと、まずは受け入れる姿勢が重要であるとの意見が出されている⁴⁵⁾。こうした形での論争は、長く全夜中研大会の分科会等を通して行われて来た。

筆者がここで指摘したいのは、こうした論争が

常に行われてきたこと自体の意義である。夜間中学の現場では、安定的に機能しているかに見える義務教育制度に孕まれる排除や矛盾が可視化され易い。その中で、緊急的にいわば「駆け込み寺」として学び場を提供する姿勢と、そもそもの排除を生み出す義務教育の状況自体を問い直し、問題を投げ返す姿勢とが、緊張関係をもって夜間中学の内部に共存してきた。こうした緊張関係は学齢児の受け入れだけに限らず、引揚帰国者や新渡日外国人への日本語保障はそもそも誰が担うべきなのか、義務教育未修了の障害者の学習保障はどこで行うべきなのか、在日朝鮮人に対する教育は民族文化の尊重と日本語の基礎学力の保障との間でどのように行うべきなのかといった形で、常に様々な形で噴出し続けてきた。こうした事態に対して全夜中研がいかなる姿勢でもって応答してきたのかは、例えば次のような文章から窺うことができる。

現在、夜間中学には社会の様々な矛盾を背負った生徒たちが多数通学しております。生徒の多様化は進む一方です。そのことは夜間中学の学校運営を困難なものにしております。私たちは今一度、その矛盾や困難の来たる所を考え、教育そのものについて問い返す必要があります。それとともに、日々の学校生活の中で生徒たちからつきつけられる切実な教育要求に対しては、これに真剣に応えるよう努力を重ねなければなりません。⁴⁶⁾

夜間中学は、義務教育の完遂・保障を求めつつも、こうした論争を繰り返す中で、全夜中研総体として「戦後日本の国民国家や公共性に対する批判・異議申し立て」の場となってきたといわれる⁴⁷⁾。今回の「法制化」が、「夜間中学への排除」へと帰結しないためには、こうした論争がなされ続けることが重要だと考えられる。そのような意味で、夜間中学の関係者から、拡げるべきは単に夜間中学の数ではなく、「今日まで培ってきた内実」であり、「夜間中学の“在り様”」であると指摘がなされていることは注目されてよい⁴⁸⁾。

(3) 国民国家の統治の装置としての「義務教育」を越えられるか

次に、より原理的な問題として、「義務教育」が常に国民国家の統治の装置として機能し続けてきたことをどう考えるか、という問題がある。今回の法案も、当然そのような問題と無関係ではない。

まず、議連の座長を務めてきた馳浩が「夜間中学が政府の掲げる「一億総活躍社会」の象徴となっている」⁴⁹⁾と述べるように、政府の成長戦略の中で夜間中学は期待されている。夜間中学の拡充を明記した教育再生実行会議の第五次提言がその狙いとして、個人の能力の最大化によって「少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく」⁵⁰⁾と述べている通り、夜間中学政策にも有用な労働力の形成という関心は流れ込んでいる。また、夜間中学での外国人に対する教育保障は、教育を通じた治安対策としても期待されている。実際、滋賀県議会が「夜間中学の整備と拡充を求める意見書」案の中で、外国人への就学保障の充実が「治安の改善にも資する」と記していたことが問題になった。こうした意味で、夜間中学政策の転換は、純粹に義務教育未修了者の学習権保障に対する意識が高まっただけでなく、現在の国家統治政策の転換の中で役割を与えられることによって動き出したところがあることは否めない。

しかし、夜間中学がそうした政策意図に基づいて拡充されようとしていることが、そのまま夜間中学の性格を規定する訳ではない。歴史的に見た時、存立根拠の曖昧な夜間中学が政策的に包摂されようとする際には、常に国家統治との整合性に言及がなされてきた。敗戦後の不就学・長欠対策は、国民国家の再編と社会統治への関心に基づいて拡大されており⁵¹⁾、当初は全夜中研に集う教師たちもそうした側面での貢献を根拠に夜間中学の必要性を政府に主張していた⁵²⁾。1970年代に文部省が夜間中学の一定の政策的な包摂を試みた際にも、文部官僚は義務教育未修了者への教育機会の保障について、「社会の秩序を維持していくという観点」から積極的に国や自治体が取り組むべき課題だと述べている⁵³⁾。周辺の学校が政策的に包摂される際、こうした言説と一定の緊張

関係を持たざるを得ない。国家政策としての義務教育は、こうした原理的課題を抱え続けてきた。

筆者がここで注目したいのは、他方で対抗的な言説や実践がいかに対置されてきたかという点である。例えば、先に触れた滋賀県議会の文書に対しては、夜間中学関係者や弁護士から外国人差別であると批判の声があがり、該当箇所は削除されることになったという⁵⁴⁾。「権利保障」の言説が、治安と差別の言説に対して対抗的に機能し得たと言える。

また、夜間中学で学ばれるべき教育内容の質についても、全夜中研大会を通して様々な議論がなされてきた。その中で、夜間中学は単に基礎的な教育内容を伝達する場ではなく、社会と批判的に対峙していく力を獲得する場であるべきことが論じられてきた。例えば、2013年の第59回全夜中研大会の分科会で、尼崎市立成良中学校琴城分校の洪浩秀は次のように発言している。

夜間中学で学んでいる生徒は、表面的には楽しくいきいきとしているが、一步学校から出ると生きにくい日本社会の中で生きている。(略) その人たちを日本で生きやすくするために日本語を教えていると、錯覚しがちである。日本語ができれば、いい仕事につけるなど。当然そういう面もある。しかし、私は彼らに「なぜこんなに日本は生きにくい国なんだ」と、日本社会に対して、日本人に対して、日本人教師に対して言える力を身につけさせることが、日本語を教える目的だと思っている。⁵⁵⁾

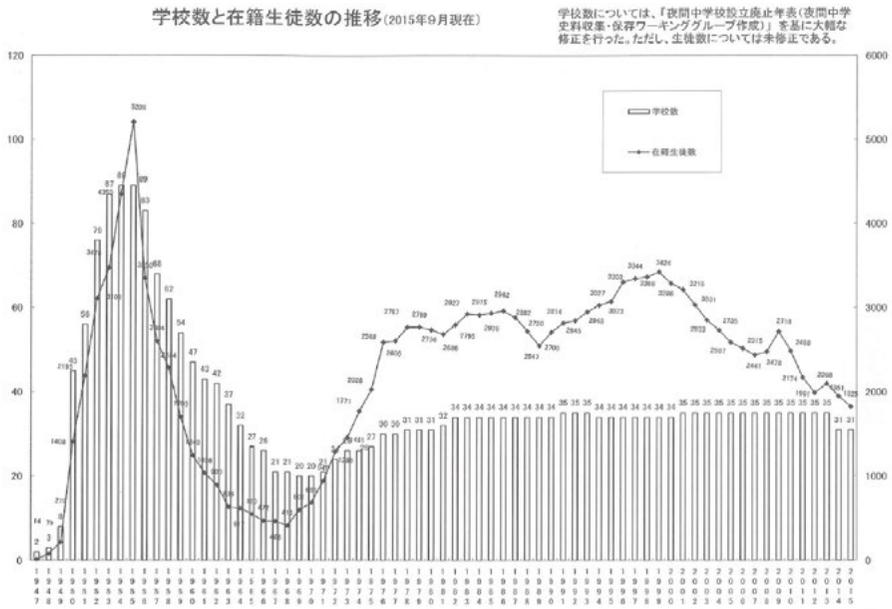
夜間中学は、国民国家の制度としての義務教育が持つ暴力性や排除性が可視化される場所であるからこそ、むしろ対抗的な言説と実践が立ち上がり、既存の制度を乗り越えていく可能性に開かれた場でもある。法制化がもたらす弊害を考える時、こうした歴史的な実践の蓄積から学び、問題を夜間中学内部に留めず、そこから提起される問いを広く社会的に共有していくことが重要だと思われる。

4. おわりに

本稿では、戦後の夜間中学の歴史を参照することで、現在の政策転換の意味を考察してきた。ここでは、条文解釈の問題や現在の夜間中学生徒数の減少傾向の意味、フリースクール・不登校政策との関係等、多くの論点に十分に触れることができなかった。特に、夜間中学の発展・設置に対し

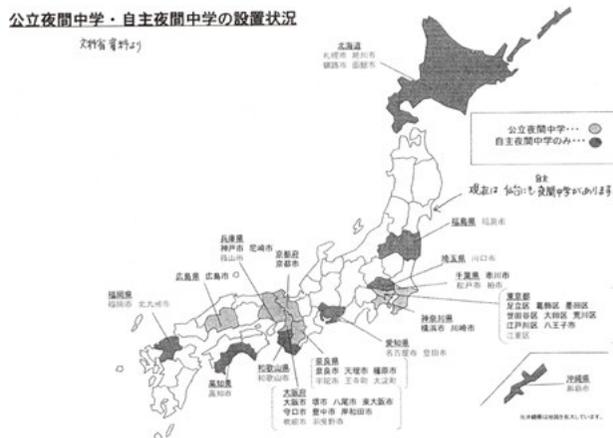
て政府の積極的な姿勢と、既設の市町村の消極的な姿勢とのコントラストが近年顕著である。こうした情勢も含めて、夜間中学政策の転換点において、多くの人々が様々な立場からこの現状に目を向けることが重要であろう。現在問われているのは、夜間中学そのものというよりも、夜間中学や義務教育未修了者等の状況に目をふさぎ続けてきた、私たちの社会そのものなのではないだろうか。

図 1



出典：全国夜間中学校研究会『第61回全国夜間中学校研究大会 大会資料』2015年、147頁

図 2



出典：全国夜間中学校研究会『64 今国会での義務教育未修了者のための法成立を期す国会院内の集い』2015年、20頁

参考：夜間中学校法制化運動関連年表

1953	文部省・厚生省・労働省・中央青少年問題協議会が初めて全国の夜間中学に関する調査を実施。		
1954	第1回全国中学校夜間部教育研究協議会が京都市で開催。「夜間中学校法制化」について議論。翌年、文部省等に「中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書」を提出。	2013	8/6 「義務教育等学習機会充実に係る議員立法成立に向けた超党派参加・国会院内シンポジウム」を開催。 11/19 衆院文部科学委員会が足立区立第四中学校夜間学級を視察。 11/27 衆議院文部科学委員会にて、下村博文文科大臣が、国勢調査の項目改善・都道府県への設置の働きかけについて積極的な答弁。
1965	第12回全国夜間中学校研究大会の「大会決議」にて、初めて「義務教育未修了者の完全就学」が目標となることが明記される。		
1966	行政管理庁「年少労働者に関する行政監察結果に基づく勧告」の中で、文部省に対して夜間中学の早期廃止が求められる。 →夜間中学廃止反対・増設運動の展開。		4/24 夜間中等義務教育拡充議員連盟発足。57名の国会議員参加。 5/21 衆議院文部科学委員会にて、下村博文文科大臣が「各都道府県に1校以上の夜間中学校設置が必要」と発言。 6/4 文科省教育制度改革室が全夜中研代表と懇談。 7/3 教育再生実行会議の第5次提言にて、「夜間中学についてその設置を促進する」と明記される。 7/17 夜間中等義務教育拡充議員連盟11名が守口市立第三中学校夜間学級を視察。
1968	・京都市立都文中学校に夜間学級が新設される際に、初めて「学齢超過者」に入学を限定することが明記される。 ・衆議院予算委員会にて、文部事務官の天城勲が「学齢児は昼間の中学校へ、学齢超過者は成人講座へ」と答弁。全夜中研は「社会教育路線」としてその後激しく抵抗。		8/1 夜間中等義務教育拡充議員連盟と全夜中研の共催で「夜間中等等の全国拡充へ向けた国会院内シンポジウム」開催。 8/9 「子どもの貧困対策法」政府大綱に、「義務教育学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学の設置を促進する」と明記。8月末 文科省が来年度予算概算要求にて、夜間中学関連予算を増額、未設置道県・政令市への委託研究費を予算化。
1970	文部省が中学校夜間学級実態調査を実施。	2014	9/3 文部科学省、全国の自治体に夜間中学の設置要望や自主夜間中学の実施状況等について調査を実施。 9/12 馳浩議連会長と全夜中研、法制化について話し合い。衆議院法制局担当者と文科省教育制度改革室担当者同席。秋の国会中に議連総会を開き、立法チームを作り、次期通常国会で議員立法を目指すことを確認。 10/17 下村博文文科大臣、衆議院文部科学委員会にて、「少なくとも各都道府県に1校は夜間中学校が設置されるよう促進していきたい」と答弁。
1971	・文部省が「中学校夜間学級調査研究委嘱事業」を開始。 ・中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」にて、「これまで特別な事情によって義務教育を修了できなかった者に対しては、特別な措置によってその履修を奨励すべき」と明記される。		8/1 夜間中等義務教育拡充議員連盟と全夜中研の共催で「夜間中等等の全国拡充へ向けた国会院内シンポジウム」開催。 8/9 「子どもの貧困対策法」政府大綱に、「義務教育学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学の設置を促進する」と明記。8月末 文科省が来年度予算概算要求にて、夜間中学関連予算を増額、未設置道県・政令市への委託研究費を予算化。
1973	第19回全国夜間中学校研究大会にて、規約が全面改正される。		9/3 文部科学省、全国の自治体に夜間中学の設置要望や自主夜間中学の実施状況等について調査を実施。 9/12 馳浩議連会長と全夜中研、法制化について話し合い。衆議院法制局担当者と文科省教育制度改革室担当者同席。秋の国会中に議連総会を開き、立法チームを作り、次期通常国会で議員立法を目指すことを確認。 10/17 下村博文文科大臣、衆議院文部科学委員会にて、「少なくとも各都道府県に1校は夜間中学校が設置されるよう促進していきたい」と答弁。
1976	・奈良市、川崎市で初めて「自主夜間中学」開設される。 ・第22回全国夜間中学校研究大会にて、初めて行政への「要望書」が採択され、「各都道府県に少なくとも一校以上の夜間中学校設置を制度化されたい」と明記される。		1/21 文科省が都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議で「中学校夜間学級の設置促進」について説明。 1月 政府予算決定。夜間中学関連予算、前年の約3倍の1000万円に。広報強化、未設置道県への委託研究費が盛り込まれる。 5/1 文科省「夜間中学に関する調査結果」発表。文科省教育制度改革室長が「(全国で)夜間中学のニーズがある」と発言。 5/27 夜間中等義務教育拡充議員連盟と超党派フリースクール等議員連盟の合同総会開催。馳隊長試案「多様な教育機会確保法(仮称)案」が提案される。立法チーム選出。 6/4 「今国会で義務教育未修了者のための法成立を期す国会院内の集い」開催。要請文の採択。 6/26 不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する中間報告(素案)」に、「夜間中学校において本人の希望を尊重したうえで受入れを検討することも考えられる」と記載される。 6月～8月 超党派立法チームは、馳隊長を中心に11回の勉強会を開催。通常国会で議員立法での衆議院文部科学委員会委員長提案・成立を目指す。全夜中研・自主夜間中学関係者も参加。 7/30 文科省「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」を通知。いわゆる「形式卒業生」の夜間中学入学を認める。 8/6 全夜中研、法案に対する要望書を提出。 9/15 第4回議連合同総会にて、馳隊長は今国会での法案提出断念を発表。 10/7 馳浩が文科大臣に就任。就任会見で「夜間中学、形式卒業生を支援する」と発言。 11/12 文科省「一億総活躍社会の実現に向けた文部科学省緊急対策プラン(馳大臣提出資料)」に「夜間中学の設置促進」が盛り込まれる。 12/22 議連合同総会開催。1月中に立法チーム立ち上げに。
1980	文部省が夜間中学を「脱法行為」と述べたとする新聞記事が問題に。		
1982	公立・自主夜間中学の関係者により夜間中学増設運動全国交流集会在開かれる(以降年に1度開催)。		
1985	第32回全国夜間中学校研究大会にて、「要望書」を夜間中学未設置道県にも送付することが決定。		
1986	第33回全国夜間中学校研究大会にて、「要望書」を日弁連等にも送付することが決定。		
1987	第34回全国夜間中学校研究大会にて、「要望書」に「中学校形式卒業生」も義務教育未修了者と同じ扱として入学を保障することと明記される。		
1990	・国際識字年 ・生涯学習振興法の施行の動向に対して、第37回全国夜間中学校研究大会で可決された「要望書」にて「夜間中学校はあくまでも義務教育の中学校」であることが強調される。		
1992	第38回全国夜間中学校研究大会にて、「要望書」の付帯決議に「義務教育未修了者の学習権に関する事項について、日弁連に協力を要請する」と明記される。		
1993	第39回全国夜間中学校研究大会にて、日弁連人権擁護委員会から初参加。	2015	1/21 文科省が都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議で「中学校夜間学級の設置促進」について説明。 1月 政府予算決定。夜間中学関連予算、前年の約3倍の1000万円に。広報強化、未設置道県への委託研究費が盛り込まれる。 5/1 文科省「夜間中学に関する調査結果」発表。文科省教育制度改革室長が「(全国で)夜間中学のニーズがある」と発言。 5/27 夜間中等義務教育拡充議員連盟と超党派フリースクール等議員連盟の合同総会開催。馳隊長試案「多様な教育機会確保法(仮称)案」が提案される。立法チーム選出。 6/4 「今国会で義務教育未修了者のための法成立を期す国会院内の集い」開催。要請文の採択。 6/26 不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する中間報告(素案)」に、「夜間中学校において本人の希望を尊重したうえで受入れを検討することも考えられる」と記載される。 6月～8月 超党派立法チームは、馳隊長を中心に11回の勉強会を開催。通常国会で議員立法での衆議院文部科学委員会委員長提案・成立を目指す。全夜中研・自主夜間中学関係者も参加。 7/30 文科省「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」を通知。いわゆる「形式卒業生」の夜間中学入学を認める。 8/6 全夜中研、法案に対する要望書を提出。 9/15 第4回議連合同総会にて、馳隊長は今国会での法案提出断念を発表。 10/7 馳浩が文科大臣に就任。就任会見で「夜間中学、形式卒業生を支援する」と発言。 11/12 文科省「一億総活躍社会の実現に向けた文部科学省緊急対策プラン(馳大臣提出資料)」に「夜間中学の設置促進」が盛り込まれる。 12/22 議連合同総会開催。1月中に立法チーム立ち上げに。
2000	第46回全国夜間中学校研究大会にて、日弁連に人権救済申立書提出することが決定。翌年、全夜中研内に人権救済申立専門委員会を設置。		
2001	日本語フォーラム2001にて採択された「多文化・多言語社会の実現とそのため教育に対する公的保障を目指す東京宣言及び行動計画」にて、「必要に応じて日本語の学習ができる夜間中学校を開設する」と明記される。		
2003	・準備を経て、全夜中研が日弁連に人権救済申立書を提出。 ・国連識字の10年スタート。		
2006	・日弁連が「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を国に提出。 ・外国人集住都市会議「よっかい宣言」で夜間中学の全国的拡充を提唱。		
2008	第54回全国夜間中学校研究大会にて、「すべての人に義務教育を121世紀プラン」を採択。12月には、「国勢調査」の学歴項目改善と夜間中学生への就学援助支給を求めて国会全会派に陳情。		
2009	・2月9日に全夜中研と総務省・文部省との懇談会、翌10日に民主党議員・政策調査会との話し合いもたれる。その際、民主党が国会提出予定の「教育環境整備法案」に義務教育未修了者の教育保障の文言を挿入することに。6月の参議院で可決されるが、8月の衆議院解散で廃案に。 ・第55回全国夜間中学校研究大会にて、夜間中学の法的整備への取り組みについて提案される。継続して議員への陳情・話し合いを実施。		1/28 立法チーム資料第一次文科省修正案にて、法案から「多様な」という文言が削除される。 2/12・16 立法チームによるヒアリング。 3/11 合同議連総会にて、第二次立法チームが「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」概要を提示。 4/7 民進党文部科学部国会議員連盟が法案に対して関連団体にヒアリング。全夜中研は、①義務教育未修了者の学習権保障を明確にできた、②国の責務、地方公共団体の責務を明確にできた、③財政措置を入れ込むことができた、④国と地方は後方支援を行う努力義務が入れられた、⑤国及び地方は自主夜間中学の教材の提供を努力義務として入れることができたと、と評価。 4/28 合同議連総会。法案に対する各党の対応が表明される。 5/10 法案、自民、公明、民進、大阪維新共同提案で衆議院文部委員長に提出。 5/31 合同議連総会にて、法案提出断念、次期国会での継続審議が報告される。
2010	6月の全夜中研理事会にて「学習機会充実法案」のたたき台が提示され、12月の第56回全国夜間中学校研究大会に向けて意見集約。大会中に開催の「すべての人に義務教育を専門委員会 拡大委員会」にて新法案成立に向けて全政党内に働きかけを確認。	2016	6/14 文科省「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて」通知。小学校未修了者の中学校夜間学級への入学受け入れを指示。
2011	第57回全国夜間中学校研究大会にて「義務教育等学習機会充実法案」決定。議員立法による法制化を目指した超党派への陳情・話し合いを継続する。翌年に院内集会を開催することが決定。		
2012	・全国夜間中学校研究会として「義務教育等学習機会充実に向けた超党派参加・国会院内の集い」を開催。 ・日本語フォーラム全国ネットが採択した「多文化共生の実現とそのため教育の公的保障を目指す神戸宣言」にて、夜間中学の整備に言及。		

※「夜間中学校の法的整備と求める要望について」(2010.11.16近畿夜間中学校連絡協議会 研修会資料①)、「法的整備等に関する全夜中研、国会議員への働きかけ」(2011.9)、全国夜間中学校研究会「6.4 今国会での義務教育未修了者のための法成立を期す国会院内の集い」2015年6月4日、藤田美佳「夜間中学」を取り巻く現状と今後の可能性」2016年6月11日日本社会教育学会第40回関西集会配布レジュメ、草子「夜間中学校整備経過」2016年6月18日特別二一学会大会配布レジュメを主に参照し、筆者が適宜加筆修正を行った。

註

- 1) 山本由美「『多様な教育機会確保法』は何のため」『季刊人間と教育』87号、2015年、84頁。
- 2) 2012年末時点までの夜間中学の法的整備の歴史に関しては、草京子「すべての人に義務教育を保障するために」『歴史学研究』905号、2013年、が参考になる。
- 3) 戦後の夜間中学の歴史の概略は、江口怜「夜間中学から見る戦後日本社会」木村元『日本における学校化社会の成立過程—その基礎的研究—(日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究成果報告書)』2015年、を参照されたい。
- 4) 文部省初等中等教育局・中央青少年問題協議会「夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書」1954年。
- 5) 『第一回全国中学校夜間部教育研究協議会』1954年、全国中学校夜間部教育研究協議会『中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書』1955年。
- 6) 伊藤泰治・外本部一同名義の全夜中研加盟校宛の文書(1955年3月5日付)。
- 7) 同上。
- 8) 1968年4月12日参議院予算委員会第四分科会における天城勲初等中等教育長の答弁。
- 9) 後述の通り、70年代以降は「不就学・長欠児も夜間中学の対象である」という立場と、「本来的に不就学・長欠児の問題は昼間の義務教育の問題であり、夜間中学の対象は学齢超過者である」という立場とで全夜中研内部でも論争が行われた。実際、東京では80年代まで学齢児の受け入れが続いた。
- 10) 全国夜間中学校研究会『第19回全国夜間中学校研究大会 大会要項・研究資料』1973年、123-124頁。ただし、実態としてはこれ以降、在日朝鮮人や韓国籍・中国籍の引揚帰国者(関係者含む)など日本における「義務教育未修了者」という概念で内包し切れない人々が夜間中学を訪れており、そうした人々に関する教育保障については「教育面での戦後補償」という論法が用いられた。
- 11) 前掲、江口怜「夜間中学から見た戦後日本社会」49-50頁。
- 12) 高野雅夫『タカノマサオ』解放出版社、1993年、126-127頁。
- 13) 岩井好子「夜間中学で取り戻せた学び」全国夜間中学校研究会『第51回全国夜間中学校研究大会 大会資料』2005年、11頁。
- 14) 全国夜間中学校研究会『第22回全国夜間中学校研究大会 大会記録』1976年、93-95頁。
- 15) 同上。
- 16) 夜間中学育てる会生徒・OB代表「夜間中学育てる会総会ご案内」1971年。
- 17) 岩井好子編『うどん学校』盛書房、1977年、川瀬俊治「夜間中学設立運動」たいまつ社、1978年。
- 18) 真野節雄『学校』がほしい』新泉社、1983年。
- 19) 全国夜間中学校研究会『第49回全国夜間中学校研究大会 大会資料』2003年、62頁、添田祥史「夜間中学の官民協働運営の可能性(2)」『九州教育学会研究紀要』35巻、2007年。
- 20) 添田祥史「夜間中学の官民協働運営の可能性」『九州教育学会研究紀要』34巻、2006年、学びリンク株式会社『全国夜間中学ガイド』2016年、37-39頁。
- 21) 2010年5月10日衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会における高井美穂文科大臣政務官の答弁。
- 22) 学びリンク株式会社『全国夜間中学ガイド』2016年、14-16頁。
- 23) 全国夜間中学校研究会人権救済申立専門委員会『全国への公立夜間中学校開設を目指した人権救済申立の記録』2008年。
- 24) 全国夜間中学校研究会『義務教育等学習機会充実に向けた「超党派参加・国会院内の集い」資料集』2012年、3頁。
- 25) 藤田美佳「『夜間中学』を取り巻く現状と今後の可能性」2016年6月11日日本社会教育学会第40回関西研究集会レジュメ、7頁。
- 26) 全国夜間中学校研究会『第59回全国夜間中学校研究大会 大会資料』2013年、96-112頁。
- 27) 本調査では、「いわゆる自主夜間中学」は「市民ボランティア等の有志が中心となって、外国人や義務教育未修了者等に基礎教育等を施すことを目的として、社会教育施設などで自主的に運営する組織」と定義された。この定義のため、全夜中研と直接に関係を持たない自治体独自の識字学級・日本語学級等についてもカウントされている。
- 28) 1970年の文部省「中学校夜間学級実態調査」に関しては報告書がなく、未解明の部分が多い。
- 29) 調査結果は以下を参照(2016年7月4日最終確認)。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm
- 30) 夜間中学の設置促進等を求める要望書の提出があったのは47都道府県中21県であり、うち未設置県は14県である。公立夜間中学の設置自治体の内、17市区は県内他市区から入学の問い合わせを受けており、7市区は他県からの入学の問い合わせを受けている。
- 31) 2016年5月6日に放送されたNHK総合「学び続けたい～夜間中学 15歳の春」によれば、2016年度に入り45人の「入学希望既卒者」が全国の夜間中学に入学した。
- 32) 全夜中研が文科省に直接問い合わせた結果、外国籍者も同じ原則で対象となるとの回答が得られている(「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)」について(文科省回答メモ)』2015年8月14日)。

- 33) 【可決都道府県】 神奈川・大分・長崎・滋賀・福島・北海道・石川・和歌山、【可決政令都市】 札幌・浜松・川崎・千葉・さいたま・名古屋・福岡・北九州、【可決区市町村】 泉大津・釧路・江東区・八王子・蕨・北広島・門真・大津・高知・和光・江戸川区・座間・八潮・春日部・松戸・前橋・福島・函館。
- 34) 住友剛「『多様な教育機会確保法案』に関するコメント」2015年7月22日公教育計画学会研究集会レジュメ (<http://koukyouiku.la.coocan.jp/20150722mineimemo.pdf> : 2016年7月4日最終確認)。
- 35) 全国夜間中学校研究会『第22回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』1976年、70頁。
- 36) 前掲、江口怜「夜間中学から見る戦後日本社会」44-45頁。
- 37) 1983年5月13日衆議院文教委員会における、民社党三浦隆の質問に対する文部省初等中等教育局長・鈴木勲の答弁。
- 38) 全国夜間中学校研究会『第27回全国夜間中学校研究大会 大会記録』1981年、9頁。
- 39) 全国夜間中学校研究会人権救済申立専門委員会『全国への公立夜間中学校開設を目指した人権救済申立の記録』2008年、58頁。
- 40) 全国夜間中学校研究会『第31回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』1985年、84頁。
- 41) 徳山正人「夜間学級の増加」『文部時報』943号、1956年。
- 42) 全国夜間中学校研究会『第31回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』1985年、86頁。
- 43) 全国夜間中学校研究会『第57回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』2011年、128頁。
- 44) 嶺井正也「これはインクルージョンと相いれない：『多様な教育機会確保法（仮称）案』の問題点」『季刊福祉労働』148号、2015年、山下耕平「多様な教育機会確保法案の論点」『月刊地方自治職員研修』48巻10号、2015年、桜井智恵子「（多様な）教育機会確保法案が招く新自由主義の学校制度」『季刊福祉労働』150号、2016年、など。
- 45) 全国夜間中学校研究会『第22回全国夜間中学校研究大会 大会記録』1976年、66-72頁。
- 46) 全国夜間中学校研究会『第31回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』1986年、11頁。全国大会の主題提起より。
- 47) 浅野慎一「ミネルヴァの泉たち」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』6巻1号、2012年、128頁。
- 48) 見城慶和「自分が人生の主人公になるための場所」学びリンク株式会社『全国夜間中学ガイド』2016年。
- 49) 馳浩「なくて良いのか？」学びリンク株式会社『全国夜間中学ガイド』2016年、4頁。
- 50) 教育再生実行会議『今後の学制等の在り方について（第五次提言）』2014年、1頁。
- 51) 加藤美穂『不登校のポリティクス』勁草書房、2012年。
- 52) 横浜市夜間中学校研究会『横浜市夜間中学校 十五年の歩み』1965年、8頁、関根重四郎「夜間中学の重大な役割」『教育じほう』110号、1957年など。
- 53) 1974年4月4日参議院予算委員会第四分科会における文部省初等中等教育局長の岩間英太郎の答弁。
- 54) 『京都新聞』2015年12月17日、『同』2015年12月21日。
- 55) 全国夜間中学校研究会『第59回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』2013年、121-122頁。